

平成16年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験実施要項

1 趣 旨

本認定試験は、病気などやむを得ない事由により、保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予又は免除された者、保護者が就学させる義務の猶予又は免除を受けず、かつ、受験しようとする認定試験の日の属する年度の終わりまでに満15歳に達する者で中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めたもの、年度末までに満16歳以上になる者及び日本の国籍を有しない者で、年度末までに満15歳以上になるものに対し、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験であり、合格した者には高等学校の入学資格が与えられる。

2 受験資格

- (1) 就学義務猶予免除者である者又は就学義務猶予免除者であった者で、平成17年3月31日までに満15歳以上になるもの
- (2) 保護者が就学させる義務の猶予又は免除を受けず、かつ、平成17年3月31日までに満15歳に達する者で、その年度の終わりまでに中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めたもの
- (3) 平成17年3月31日までに満16歳以上になる者（(1)及び(4)に掲げる者を除く。）
- (4) 日本の国籍を有しない者で、平成17年3月31日までに満15歳以上になるもの

3 願書受付期間

平成16年8月2日（月）から同年9月3日（金）までとする。（郵送する場合は、9月3日（金）の消印有効とする。）

4 出願書類

- (1) 認定試験願書・履歴書
- (2) 戸籍抄本又は住民票の写し（日本の国籍を有しない者については、外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定による登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書）1通（いずれも出願前6月以内に交付を受けたもの）
- (3) 写真2枚（出願前6月以内に撮影した無帽・正面上半身のもの（縦5cm、横5cm））
- (4) 市町村（特別区を含む。(5)において同じ。）の教育委員会の作成した就学義務の猶予又は免除を受けた旨の証明書（「2 受験資格」の(1)に該当する者に限る。）
- (5) 市町村の教育委員会の作成した中学校を卒業できないと見込まれることについてのやむを得ない事由に関する書類（「2 受験資格」の(2)に該当する者に限る。）

5 願書受付

- (1) 出願書類を書面により文部科学省に提出する場合
受験希望者は、文部科学省に出願書類を提出する。
文部科学省は、受験資格を有する受験希望者に対して受験票を交付する。
- (2) 出願書類をオンライン手続きにより文部科学省に提出する場合
出願書類のうち、認定試験願書及び履歴書は、文部科学省のインターネットのホームページに掲載される所定の画面に必要事項を入力の上、オンライン手続きにより提出する。
認定試験願書及び履歴書以外の出願書類は、書面により文部科学省へ送付する。ただし、写真については、写真データを送信できるコンピュータ環境を持つ受験希望者は、上記5の(2)のオンライン手続きにおいて電子データにより写真を提出することができる。
文部科学省は、受験資格を有する受験希望者に対して受験票を交付する。

6 試験期日及び時間割

(期 日)平成16年11月1日(月)

(時間割)

区分	午前		午後		
	国語	社会	数学	理科	外国語 (英語)
試験科目					
時間	10:00	11:00	13:00	14:00	15:00
	~ 10:40	~ 11:40	~ 13:40	~ 14:40	~ 15:40

7 試験場

茨城県庁 共用1501会議室(15階)

8 試験科目

国語、社会、数学、理科、外国語(英語)

9 試験の方法

(1) 試験の方法は、筆記(視覚障害者については点字)とする。

10 合格発表

合格発表の時期は、平成16年12月上旬の予定。

問い合わせ先

茨城県教育庁義務教育人事担当
水戸市笠原町978番地6
029(301)5220